

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年10月19日(火) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 議案第15号 宇治市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて
日程第5 議案第16号 宇治市図書館複写規程の全部を改正する規程を制定するについて

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子

(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅

委 員 中 筋 斉 子

委 員 小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長 伊 賀 和 彦 副 部 長 上 道 貴 志

教育支援センター長 林 口 泰 之 教育総務課長 栗 田 益 典

学校教育課長 吉 田 秀 平 中央図書館長 安 田 美 樹

歴史まちづくり推進課長 谷 口 弘 明 学校教育課主幹 垣 見 千 里

学校教育課教育ICT推進室長 岸 幸 子 中央図書館主幹 藤 井 健

歴史まちづくり推進課文化財保護係長 齊 田 雄 太

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 北 池 頭 子 教育総務課主任 前 田 圭 祐

開 会 (午後5時30分)

○**開会宣言** 教育長が10月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、加賀爪委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 令和3年9月市議会定例会について
- (2) 文教福祉常任委員会について(令和3年9月13日)
- (3) 令和4年度市立幼稚園園児募集 入園願書受付状況について
- (4) お茶と宇治のまち歴史公園の開園について
- (5) 「要望書」等について
- (6) 宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

[説明]

(1) 令和3年9月市議会定例会について

[一般質問] 9月27日・28日・29日 質問議員…13名

(うち教育委員会関係8名)

① 金ヶ崎 秀明 議員

○新型コロナウイルス感染症対策について

・学校施設での対策について

② 鈴木 崇義 議員

○新型コロナウイルス感染症の対策について

・小中学校の感染対策と活動や行事の開催の判断について

・オンライン授業やタブレット活用の現状について

○六地藏イトーヨーカドー跡地のマンション開発について

・子育て世代の保育所と小学校の充足について

③ 渡辺 俊三 議員

○東宇治中学校生徒の私鉄通学費補助について

・市内唯一の私鉄通学生徒の現状について

・コロナ禍で、通学費の特別支出をしている保護者への通学費補助について

④ 関谷 智子 議員

○新型コロナウイルス対策

- ・教育現場での対策

○子ども対策

- ・就学前教育の在り方について
- ・公立幼稚園の今後について
- ・特認校について

⑤ 今川 美也 議員

○地域課題について

- ・西小倉地域小中一貫校整備について

⑥ 大河 直幸 議員

○新型コロナウイルス対策

- ・子どもに関連する感染対策
- ・学びの保障

⑦ 稲吉 道夫 議員

○西小倉地域の小中一貫校について

⑧ 宮本 繁夫 議員

○西小倉地域のまちづくりについて

- ・西小倉地域の小中学校の統廃合と小中一貫校について

(2) 文教福祉常任委員会について (令和3年9月13日)

①新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

主な質問として、角谷委員からモバイルルーター1400台を一斉に渡すのか、4月までにオンライン学習が始まるのか、教育ICTはどのような見通しなのか、徳永委員からは、教員の得手不得手で活用内容が変わらないような体制を組む必要がある、鳥居委員から、ルーターの耐用年数について、ルーターは1世帯に1台渡すのか、子どもたちの情報リテラシーをどう考えているのか、宮本委員からは、端末の整備に関して、どのような活用を考えているのか、寝屋川市ではオンライン授業を実施している、オンライン授業を実施すべきではないのか、コロナ不安で200人程休んでいる。濃厚接触者はいないのか等の質問があった。

(3) 令和4年度市立幼稚園園児募集 入園願書受付状況について

令和4年度市立幼稚園園児募集入園願書受付状況について、本年10月1日(金)、4日(月)の2日間で入園願書の受付を行った。令和4年度募集となる今回の募集では、4歳児は3園で10名の応募となっている。また、東宇治幼稚園で保育を試行実施している3歳児では、13名の応募があった。また、5歳児の新規応募はなく、現4歳児30名、東宇治幼稚園の現3歳児20名が進級する予定で、来年度は3園合計で73名となる見込みであり、来年度のクラス数見込みは、各園、各学年とも全て1クラスとな

り、3園で7クラスとなる見込みである。なお、各園、各学年ともに定員に達しておらず、令和4年1月末日まで引き続き募集を行う。

(4) お茶と宇治のまち歴史公園の開園について

お茶と宇治のまち歴史公園については、京阪宇治駅西側部分において平成27年から整備に着手し、本年8月21日に新型コロナウイルス感染症防止の観点から、式典の規模を縮小し開園したが、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されたことにより、歴史公園内に整備している「お茶と宇治のまち交流館（愛称：茶づな）」及び、駐車場の利用を休止した状態での部分的な開園となった。この度、国による緊急事態宣言が9月30日に解除されたことから、10月1日に全面開園した。本公園の整備目的は、「宇治茶に関する魅力発信」「宇治の歴史・文化・観光に関する情報発信」「国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用」としており、「史跡ゾーン」と「交流ゾーン」にて施設を構成している。「史跡ゾーン」では、平成19年に発見された太閤堤の再現や、太閤堤が造られた後、時間の経過とともに砂州が形成され、茶園として利用された様子を整備している。一方、「交流ゾーン」では、宇治の周遊観光に結びつける「宇治茶と宇治の歴史・文化」の情報をわかりやすく発信するミュージアムやお茶に関する体験等ができる体験室、また、講座や会議をする講座・会議室をはじめ、宇治のお土産や飲食ができるミュージアムショップやレストラン、また、屋外では広場や庭園において憩いくつろげる空間とするとともに、イベント等としても利用できる整備をしている。

本公園では様々な方にご利用してもらうため、市民の方には、自分たちが暮らすまちの歴史・文化や宇治茶の魅力について改めて理解を深めていただくことにより、「ふるさと宇治」を誇りに思う心を育み、また憩いくつろげる場として多くの方にご利用いただきたいと期待している。

[委員] レストランもオープンしているのか。お茶に関するメニューはあるのか。

[事務局] 抹茶のスイーツ等を用意している。また史跡に関連して、太閤堤カレー等を用意している。

[委員] 講座の予定はあるのか。

[事務局] 体験室で茶商から話を聞く講座を予定している。

[委員] 石臼体験も茶商が行うのか。

[事務局] 石臼体験はインストラクターが行う。

[委員] 小学校の宇治学で体験する予定等はあるのか。

[事務局] 北小倉小学校等ですでに実施しており、今後も受け入れることができる。

[委員] 民有茶園で茶摘み体験ができるのか。

[事務局] 民有茶園の右側の修景茶園では、平成28年に小学生や一般の方に約900本の苗木を植えていただいた。こちらで茶摘み体験ができる。

(5) 「要望書」等について

一般社団法人宇治久世医師会から学校再開に伴い COVID-19 感染拡大防止に関する要望書、西小倉地域住民有志から西小倉地域小中一貫校に関する要望書、西小倉にどんな学校をつくるかを考える会から小中一貫校建設に関わる要望書が出ている。

(6) 宇治市教育委員会後援事業について

扶桑書道会主催の第 7 1 回扶桑書道展他 4 件について後援した。

○日程第 4 議案第 1 5 号 宇治市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説 明] 本規則は、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を減らすため、オンライン会議システム等を活用した開催の必要性が高まったことを踏まえ、文部科学省通知「オンライン会議システムを活用した総合教育会議及び教育委員会の会議の開催について」に基づき、宇治市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を制定するものである。改正内容は、委員会への参集義務について、委員は招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならないとしているが、教育長が必要と認めたときは、オンラインによる会議に出席ができ、採決に加わることができることとするものである。また、この他、併せてその他字句の整理等を図るものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第 5 議案第 1 6 号 宇治市図書館複写規程の全部を改正する規程を制定するについて

[説 明] 本規程は、図書館資料の複写について、適正な運用を行うため、全部改正を行うものである。改正内容は、第 2 条に「対象資料」を加え「他館からの借受け資料が複写対象となること」を明確にするとともに「複写できない資料」についての規定を加えている。第 3 条の「複写できる範囲及び部数」については、現行規程では「資料の 1 部分を 1 人につき 1 部行うもの」としていることから、資料の種類毎の複写範囲を明確にするため、「複写できる範囲を別に定める」に改正する。第 5 条の「複写方法」については、「館長が複写する」としているものを「申込者が複写する」ものと改正し、併せてその他字句の整理等を図る。なお、改正が多数の条文に及ぶことから、「全部改正」とするものである。

[質 疑]

[委 員] スマホで写真をとるのは想定外か。

[事務局] 資料の複写については、図書館に備え付けた複写機で複写することだけを想定している。

[委 員] 写真をとるのは制限があるのか。

[事務局] 写真をとる行為を見かけた場合は、控えていただくよう声掛けをしている。

[委 員] 手書きで写すことは問題無いのか。

[事務局] 問題無いと認識している。

[委 員] 改正文中の「。」が行のはじめにきているが、様式は整理されるのか。

[事務局] 一行の文字数が決まっているので、「。」が行の初めに来ることもある。このままの様式である。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が10月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時)